

概要版

第9期 ゴールドプランながはま21

令和6年度～令和8年度
長浜市高齢者保健福祉計画
長浜市介護保険事業計画

みんなで支え合い
いきいきと暮らせる
あたたかな長寿福祉のまち



令和6年3月
長浜市

計画の概要

計画の背景と目的

超高齢社会の到来を見据えて平成 12 年（2000 年）にスタートした介護保険制度は、23 年の経過をたどってきました。この間に、全国の高齢者数は約 1.7 倍、要介護認定者数は約 3.2 倍に増加しています。同時に、サービスの基盤整備に伴いサービス利用が増加し、総費用額は約 3 倍、保険料も約 2 倍になっています。

さらに、75 歳以上の後期高齢者は、平成 12 年当時は約 900 万人でしたが、いわゆる「団塊の世代」（昭和 22 年から 24 年生まれの人）が加わる令和 7 年（2025 年）には、2,180 万人となる見込みで、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症のある高齢者が増加することが予測されています。

また、高齢者の生活を支える介護人材については、介護保険制度創設時の約 55 万人から令和元年度には約 3.7 倍の約 201 万人となっています。令和 7 年度における需要見込は約 243 万人と推計されており、今後、担い手である生産年齢人口（15～64 歳）の著しい減少が見込まれることから、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定されます。

このような状況を踏まえ、地域共生社会の実現を目指し、地域包括ケアシステムをはじめ、今後の高齢者保健・福祉・介護施策の方向性を明らかにし、これらの実現に向け市民・地域と行政が協働し、事業を円滑に実施していくための指針として、「第 9 期ゴールドプランながはま 2 1」を策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的にまとめた計画です。国が定める「基本指針」を踏まえるとともに、長浜市総合計画及び長浜市地域福祉計画に即し、健康ながはま 2 1 など保健福祉関係計画のほか、県・市の関連する計画との整合性を図り策定しました。

計画の期間

本計画は、令和 6 年度を初年度とし、令和 8 年度を最終年度とする 3 か年計画です。計画期間に団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）を含み、地域包括ケアシステムの推進を図るとともに、生産年齢人口が急減する中で、高齢者人口がピークを迎える令和 22 年（2040 年）を見据えた制度運営など、中長期的な視点をもって取り組んでいきます。

■図表：令和 22 年を見据えた「ゴールドプランながはま 2 1」

令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度	▶▶▶	令和 22 (2040) 年度
第 8 期計画			第 9 期計画			第 10 期計画			▶▶▶	第 14 期計画



長浜市の現状と推計

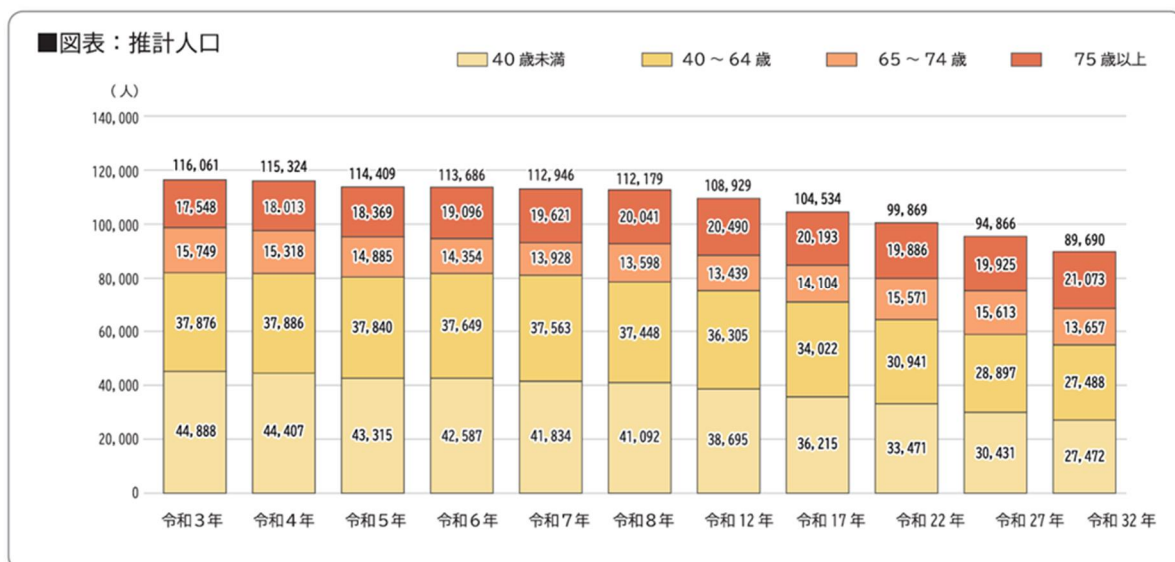
高齢者の状況

(1) 高齢者人口

高齢者人口（65歳以上人口）は、令和5年6月末現在33,254人です。

近年は、後期高齢者（75歳以上）が前期高齢者（65～74歳）を上回り、今後も同様の傾向が継続する見込みです。

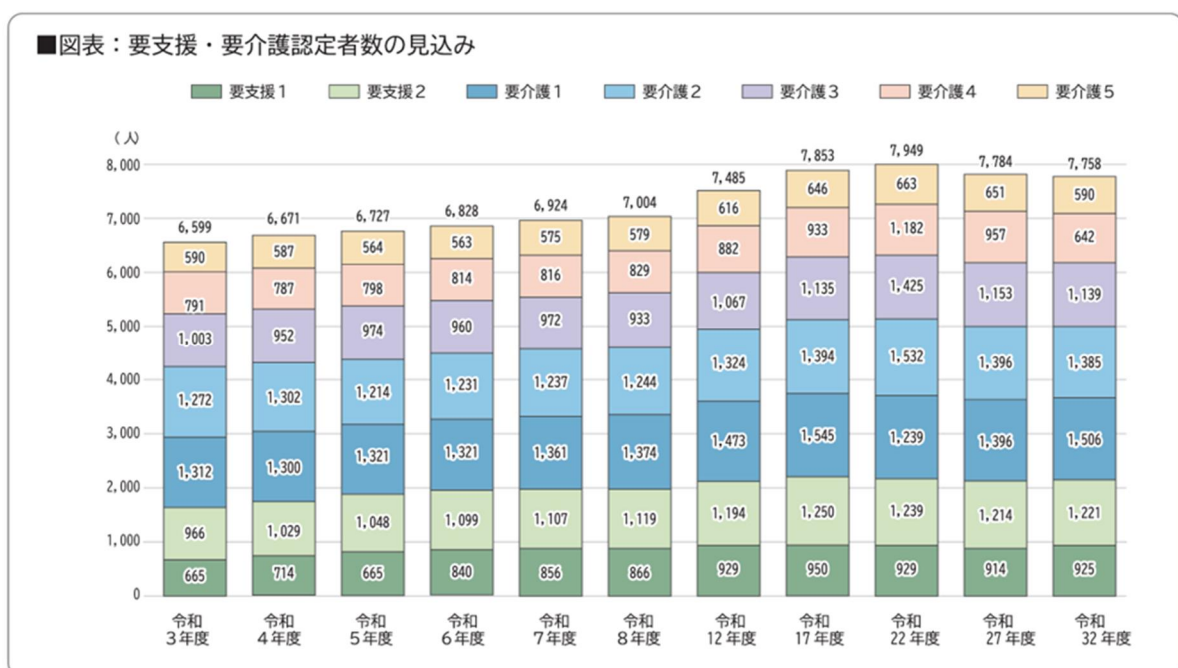
一方で、令和8年以降、65歳未満の人口の著しい減少が見込まれます。



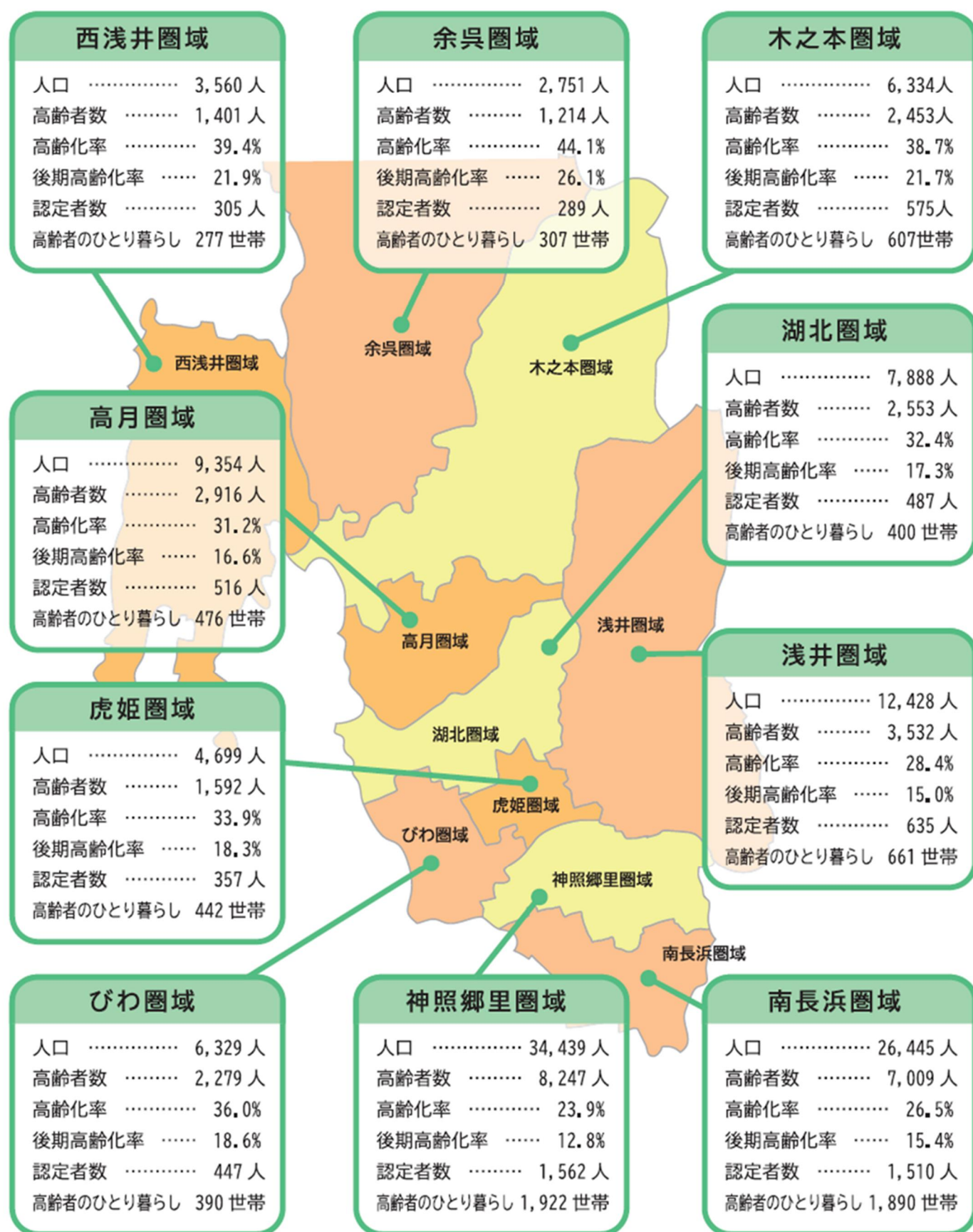
出典：令和3年、令和4年は9月末、令和5年は6月末現在の住民基本台帳人口。令和6年以降は推計結果

(2) 要支援・要介護認定者数

本市の要支援・要介護認定者数は、後期高齢者数の増加等に伴い、本計画期間中は増加傾向で推移するものと見込まれます。



日常生活圏域の状況



(注) 令和5年4月1日現在のデータ

基本理念と基本目標

基本理念

みんなで支え合い いきいきと暮らせる あたたかな長寿福祉のまち

だれもが、健康で「いきいき」と暮らし、医療や介護が必要となっても、地域のつながりによる普段からの見守りや支え合いにより、また必要な福祉サービスや介護サービスの利用により「あたたく」安心して暮らせる社会の実現を目指します。

基本目標

基本理念の実現を目指して、次の5つの基本目標を設定して施策を推進します。

1. 地域のつながりで支え合い、安心して暮らせる体制の整備

高齢者をはじめ、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民や関わりのある支援者、団体、企業などが相互に支え合うことのできる地域をともに創っていくことができる体制を整備します。

2. 市民が自身の健康を意識し、生きがいを持って暮らせるまちづくり

健康づくりに取り組みやすい環境整備を進め、健康寿命の延伸を目指し、いつまでも生きがいを持って暮らせるまちづくりを目指します。

3. 安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進

高齢者が生活する場を自分で選び、人生の最期まで自分らしく暮らし続けるためには、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的かつ継続的に提供される地域包括ケアシステムの構築及び推進が必要です。実効性を高めるべく関係機関と連携し引き続き取組を進めていきます。

4. 認知症のある人が共生できる地域社会の推進

令和6年1月に施行された認知症基本法の趣旨に則り、認知症に対する知識の普及や認知症予防、早期発見・早期対応の体制づくりや介護者への支援、生活のあらゆる場面で障壁をなくす認知症バリアフリーや本人の意見等発信支援など、総合的に認知症施策の推進を図ります。

5. 持続可能な介護保険制度の運営

介護を担う人材の安定的な確保・育成や介護職の負担軽減が重要課題であり、介護・福祉人材確保に向けた取組を進めるとともに、保険者として介護保険制度の適切な運営に努めます。

施策の体系

基本理念

みんなで支え合い いきいきと暮らせる
あたたかな長寿福祉のまち

基本目標		施策の方向性	基本施策
1	地域のつながりで支え合い、安心して暮らせる体制の整備	1. 地域で支え合う体制・ネットワークの強化	(1) 地域におけるネットワークの連携強化
			(2) 地域福祉活動の担い手の育成
			(3) 生活支援体制整備の推進
			(4) 福祉意識の醸成と広報・啓発の充実
		2. 安心安全な住まい・生活環境の整備	(1) 高齢者の生活環境の充実
			(2) 災害時・緊急時の安全対策の充実
		3. 地域の居場所づくり	(1) 地域の居場所の整備の推進
2	市民が自身の健康を意識し、生きがいを持って暮らせるまちづくり	1. 高齢者の活動支援・生きがいづくり	(1) 社会参加の促進
		2. 健康づくり、介護予防、疾病等の重症化予防の推進	(1) 健康づくり・介護予防の推進
			(2) 健康づくり・介護予防の取組への支援
3	安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進	1. 在宅生活を支えるサービスの充実	(1) 自立生活支援サービスの確保
			(2) 在宅医療・介護連携の推進
		2. 相談・支援体制の強化	(1) 地域包括支援センターの充実
		3. 高齢者の人権尊重・保護	(1) 権利擁護・成年後見制度の利用促進
			(2) 高齢者虐待の防止と対応
4	認知症のある人が共生できる地域社会の推進	1. 市民の理解促進	(1) 認知症に対する知識の普及と理解の促進
		2. 必要な支援・サービスを受けられる体制の推進	(1) 早期発見・早期対応のための体制の推進
			(2) 認知症のある人や介護者への支援の推進
		3. 社会参加等の支援	(1) 認知症バリアフリーの推進
5	持続可能な介護保険制度の運営	1. 介護・福祉人材確保に向けた支援	(1) 介護人材の確保
			(2) 介護人材の定着促進
		2. 適切な介護サービスの確保	(1) 介護サービスの確保
			(2) 介護給付適正化の取組

基本施策

5つの基本目標推進のため、施策の方向性ごとに基本施策を掲げ、基本理念の実現を目指します。

① 地域のつながりで支え合い、安心して暮らせる体制の整備

1. 地域で支え合う体制・ネットワークの強化

(1) 地域におけるネットワークの連携強化

- 福祉関係者をはじめ、様々な主体が相互に連携し、支え合う体制づくりを推進します。
- 個人に対する支援を通して、地域の課題を抽出し、解決を図る仕組みづくりに取り組みます。

(2) 地域福祉活動の担い手の育成

- 地域福祉計画に基づき、多世代を対象として、地域の福祉活動のほか、まちづくりや地域づくりに携わる人材の育成を通して、担い手育成を図ります。
- 高齢者の就労や地域活動など、活躍の場の提供などの支援を行います。

(3) 生活支援体制整備の推進

- 地域ごとに異なる課題や支援ニーズを把握し、地域の実情に応じた新たな地域資源の創出や生活支援団体の立ち上げに取り組みます。

(4) 福祉意識の醸成と広報・啓発の充実

- 地域福祉計画に基づき、さまざまな年代が福祉に対する意識を高める機会を持てるよう、取組を進めます。

2. 安心安全な住まい・生活環境の整備

(1) 高齢者の生活環境の充実

- 移動、買い物、住まい、デジタル化対応といった、日常生活により密着したニーズに対する支援に取り組みます。

(2) 災害時・緊急時の安全対策の充実

- 安心安全に地域で生活できるよう、災害や犯罪、交通事故など、高齢者の身に危険を及ぼす危機に対する取組を進めます。
- また、これらの取組が普段からの見守りにつながるよう、地域の関係者、関係団体と連携を図ります。

3. 地域の居場所づくり

(1) 地域の居場所の整備の推進

- 高齢者が集い、活動する場への支援を継続するとともに、幅広い世代が集う居場所づくりや、ICTを活用したつながりなど、多様な形によるつながる機会の充実を図ります。

基本施策

2 市民が自身の健康を意識し、生きがいを持って暮らせるまちづくり

1. 高齢者の活動支援・生きがいづくり

(1) 社会参加の促進

○高齢者が社会参加しやすくなるよう、場の提供、参加意欲の向上、活動組織への支援など多様な側面から支援します。

2. 健康づくり、介護予防、疾病等の重症化予防の推進

(1) 健康づくり・介護予防の推進

○幅広い世代へ介護予防の正しい知識の普及啓発を行うとともに、一人ひとりが健康づくりや介護予防のための活動を行えるよう支援します。

(2) 健康づくり・介護予防の取組への支援

○活動している通いの場に対し、活動が継続し、拡充されるよう支援します。
○高齢者の自立を支援する多様なサービスの充実とケアマネジメントの質の向上を図ります。

3 安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進

1. 在宅生活を支えるサービスの充実

(1) 自立生活支援サービスの確保

○支援を必要とする高齢者の個々の状態に応じ、必要な時に適切なサービスを提供し、介護予防や自立支援につながるよう支援します。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

○市民の在宅医療・介護・看取りに関する知識を深めるため、あらゆる媒体を通して普及啓発を図ります。
○市民が安心して在宅医療を選択できるよう、医療と介護関係者が連携し、地域の医療と介護のサービスを包括的かつ継続的に提供するための仕組みづくりを推進します。

2. 相談・支援体制の強化

(1) 地域包括支援センターの充実

○地域の関係団体や関係機関と連携し、地域ケア会議等を活用した高齢者個人に対する支援の充実、高齢者虐待等の対応等の包括的なケアを担う機関として、様々な相談に適切に対応できるよう体制の充実を図ります。
またサービス提供時に、複雑化している家族の課題の解きほぐしなど、属性や世代を問わない包括的な相談支援等が求められていることも踏まえ、しょうがい分野や児童福祉分野など他分野と連携促進を図ります。

3. 高齢者の人権尊重・保護

(1) 権利擁護・成年後見制度の利用促進

○支援の中核機関と位置付けている、長浜市成年後見・権利擁護センターを中心に、高齢者の権利や尊厳を守るため、成年後見制度の普及啓発、利用促進を図ります。

(2) 高齢者虐待の防止と対応

○高齢者虐待防止の普及・啓発に努めるとともに、地域や関係機関と連携し高齢者虐待の早期発見や防止の取組を進めます。

基本施策

4 認知症のある人が共生できる地域社会の推進

1. 市民の理解促進

(1) 認知症に対する知識の普及と理解の促進

○あらゆる世代の市民に対し、認知症の正しい知識を深めるとともに、認知症のある人に対する理解を進めるための事業をさらに進めます。

2. 必要な支援・サービスを受けられる体制の推進

(1) 早期発見・早期対応のための体制の推進

○認知症のある人やその家族が早期から相談・支援につながる支援体制を整えます。

(2) 認知症のある人や介護者への支援の推進

○認知症のある人とその家族が安心して暮らすことができるよう、支援体制の整備を検討します。
○認知症のある人やその家族の意見が施策に反映される取組を実施します。

3. 社会参加等の支援

(1) 認知症バリアフリーの推進

○認知症のある人やその家族が安心して暮らせるよう、地域でのネットワーク体制の強化・充実に努めます。

5 持続可能な介護保険制度の運営

1. 介護・福祉人材確保に向けた支援

(1) 介護人材の確保

○多様な人材の参入を促進し、より効果的な事業実施に向け、研修会や周知啓発、各種補助金の創設、要件の見直し、外国人介護人材の育成支援等に取り組みます。また、介護人材の確保の面から事業者の経営の協働化などを事業者とともに検討していきます。

(2) 介護人材の定着促進

○離職防止に向け、介護職の理解・魅力発信、研修会の実施、また介護ロボットやICTの導入について支援を行うとともに、引き続き関係機関と協力して、事業所の抱える課題、介護職員の資質向上等の研修テーマを選定し、受講しやすい方法による研修会を開催します。また、介護サービス事業者等とハラスメント防止策、離職防止等の課題を共有・分析する場を設け、意見交換をします。

2. 適切な介護サービスの確保

(1) 介護サービスの確保

○感染症発生時や中山間地へのサービス提供の確保、介護サービス事業所への助言や指導など、持続可能な運営に取り組みます。介護サービス事業所等と生産性向上や離職防止、経営改善などに関する課題を共有・分析する場を設け、今後の介護サービスの在り方などについて事業者と意見交換をします。
○国が定める標準様式及び「電子申請・届出システム」を使用し、介護分野の文書に係る負担軽減を進めます。
○介護給付に関する将来の需要と供給を適正に推計します。

(2) 介護給付適正化の取組

○将来に渡って介護保険制度を維持できるよう介護給付の適正化に取り組みます。
○要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、認定事務の効率化を進めます。

成果の達成状況の評価指標

本計画の基本理念を最終的に目指す姿（最終アウトカム）に据え、その達成に至る過程の成果（中間アウトカム、初期アウトカム）と、その達成状況を評価するための指標（アンケート調査などにより、数値で分かりやすく成果が示されるもの）を、5つの基本目標ごとに設定しました。目標の達成に向けて位置付けている事業や施策を着実に推進し、目指す姿に到達できるように取り組んでいきます。

最終アウトカム	指標
みんなで支え合い いきいきと暮らせる あたたかな長寿福祉のまち	基本理念の実現に向かってしていると回答する人の割合 現状値 58.4%（令和4年度） 目標値 61.0%（令和7年度） 【高齢者実態調査】

アウトカム		指標
中間	初期	
多様な地域のつながりの中で住民が主体となって支え合う風土が醸成され、地域を中心とした社会全体で支える体制が整備されている	多様なつながりで継続して支え合う仕組み・体制ができている	住民主体の活動にお世話役として参加している、参加したい、参加してもよいと思うと回答する人の割合 現状値 50.3%（令和4年度） 目標値 55.0%（令和7年度） 【高齢者実態調査】
	住み慣れた地域で安心して暮らせるための住まい・環境が整っている	
	近くて気軽に集える、多様な地域の居場所がある	
介護予防、重症化予防等の取組や社会参加の推進と自立生活支援サービスの両輪を充実し、高齢者が生きがいを見つけ、できるだけ長く地域で自立し、いきいきとした生活が実現できている	生きがい・外出の楽しみがあり、社会の中で役割を持つ高齢者が増える	●週に1回以上、外出していると回答する人の割合 現状値 92.4%（令和4年度） 目標値 95.0%（令和7年度） 【高齢者実態調査】 ●生きがいありと回答する人の割合 現状値 62.8%（令和4年度） 目標値 65.0%（令和7年度） 【高齢者実態調査】
	介護予防、病気の重症化予防の取組を行い、健康づくりへの意識が高まって、取組が継続できている	
多様な地域福祉ニーズや複雑・複合化する課題に対応すべく、医療・介護・福祉・住まい・生活支援が連携した地域包括ケアシステムが推進されている	本人が希望する住まいで生活できるサービスや介護者の負担を軽減できる仕組みが充実し、適切に提供されている	地域包括支援センターを知っていると回答する人の割合 現状値 56.5%（令和4年度） 目標値 59.0%（令和7年度） 【高齢者実態調査】
	気軽に相談できて必要な支援につながる体制がある	
	高齢者の人権が尊重され、尊厳ある生活を守るための体制がある	
「予防」と「共生」の施策充実を図り、認知症のある人とともに安心して生活できる地域となっている	認知症の理解が市民の多くに浸透している	認知症になっても、住み続けられるまちと思うと回答する人の割合【新規調査】 現状値 新規調査のため数値なし 目標値 新規調査のため未設定（令和7年度） 【高齢者実態調査】
	地域の身近なところで専門チーム等による必要な支援・サービスを受けられる体制が整っている	
	認知症のある人への地域の見守り体制があり、認知症のある人が社会での役割を持ち、自分らしく生活できる	
高齢者・後期高齢者が増加する中、制度が周知され、サービスが適切に利用され、持続可能な給付体制が整っている		要介護・要支援認定者のうち介護等サービスを利用する人の割合 現状値 80.3%（令和4年度） 目標値 82.0%（令和7年度） 【見える化システム】（受給者数／認定者数）

介護保険サービス量等の見込み・保険料の設定

① 介護サービスの推計

サービス利用者の増加に伴い、介護サービスの総給付費は、増加する見込みです。今後も要介護認定率の高い世代である後期高齢者人口の割合が高い傾向が続くため、介護サービス給付費も増加していく見込みです。

○居宅サービス 今後一層、要介護（要支援）認定者の増加が見込まれます。生活機能の維持・向上、生活援助や家族の介護負担軽減、自立を支援するため引き続き居宅サービスの充実を見込みます。

○地域密着型サービス 要介護（要支援）状態になっても住み慣れた地域で暮らしながら介護を受けることができるサービス提供体制の整備を進めるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び療養通所介護の募集を行います。

○施設サービス 重度の要介護認定者に重点を置き、施設での生活を居宅での生活に近いものとして環境づくりを行い、生活の質を高めていくことに努めます。

■図表：介護サービス給付費等の見込み（予防給付を含む）

単位：百万円

区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度	令和 27年度	令和 32年度
介護サービス給付費 （標準給付見込額）	11,386	11,571	11,700	12,526	13,213	13,596	13,295	13,166

② 介護保険料の設定

第9期の保険料基準額は、年額 78,840 円（月額 6,570 円）となります。低所得者の利用者負担を軽減するとともに、所得や資産が一定以上ある人に対して負担能力に応じた負担となるよう、第1号被保険者及びその属する世帯の収入・市民税課税状況により13段階に区分し、被保険者の所得水準に応じた保険料を設定します。

■図表：所得段階別の介護保険料（第1号被保険者）

所得段階	区分				負担割合	介護保険料	
	市民税		所得			年額	月額
	世帯	本人					
第 1 段階	—	—	生活保護受給者		0.255	20,090 円	1,674 円
	非課税	非課税	老齢福祉年金受給者				
			合計所得金額＋ 課税年金収入額	80 万円以下			
第 2 段階	課税	80 万円超		0.435	34,290 円	2,858 円	
第 3 段階		120 万円超		0.685	53,990 円	4,499 円	
第 4 段階		80 万円以下		0.9	70,950 円	5,913 円	
第 5 段階			80 万円超【基準額】	1.0	78,840 円	6,570 円	
第 6 段階	—	課税	合計所得金額	80 万円未満	1.15	90,660 円	7,555 円
第 7 段階				120 万円未満	1.2	94,600 円	7,883 円
第 8 段階				210 万円未満	1.3	102,490 円	8,541 円
第 9 段階				320 万円未満	1.5	118,260 円	9,855 円
第 10 段階				420 万円未満	1.7	134,020 円	11,168 円
第 11 段階				720 万円未満	1.9	149,790 円	12,483 円
第 12 段階				1,000 万円未満	2.1	165,560 円	13,797 円
第 13 段階				1,000 万円以上	2.3	181,330 円	15,111 円

注釈：介護保険料の月額は、年額を12で割った参考の額です。（小数点第1位を四捨五入しています。）



第9期ゴールドプランながはま21【概要版】

令和6年3月発行

発行者：長浜市

編集：健康福祉部 長寿推進課

健康福祉部 介護保険課

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町 632 番地

(長寿推進課) TEL：0749-65-7789 FAX：0749-64-1437

(介護保険課) TEL：0749-65-8252 FAX：0749-64-1437